

内 訳 書

項目番号	品名	形状・寸法	数量	単位呼称	単価	金額	備考
1	標示灯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体寸法：全長70mm、幅48mm、厚み25mm(±10mm)</li> <li>・質量：95g(±20g)</li> <li>・明るさ：最大800ルーメン(±10%)</li> <li>・本体材質：ポリカーボネート ABSプラスチック</li> <li>・防水防塵性能：IP68</li> <li>・耐熱性能：UL746B、UL94</li> <li>・バッテリー形式：リチウムイオン バッテリー(充電式)</li> <li>・光源の色：白色/赤色</li> <li>・ACアダプターを使用し、USB Type-C で充電可能であること(充電器PSE認 証)。</li> <li>・マグネットマウントベース(ストラップ クリップマウント付)、ACアダプター、 USB Type-C充電ケーブル、取扱い説明 書を付属していること。</li> <li>・その他：ライトは360度全周方向に発光 し、点滅機能を備えていること。</li> </ul>	89	個	円	円	ガーディアン エンジェル社製 GA-ELT-WR 又は同等品
2	標示灯	仕様書のとおり	1,050	袋	円	円	ルミカ社製 ルミカライト E80502 又は同等品
小計						円	
消費税及び地方消費税						円	
合計						円	

- 1 配送(又は納入)するにあたって、付記の内容によること。
- 2 梱包は、別表に示す納入場所ごとに行い、所属名(項目1から7は〇〇消防署経理係、項目79、80は第〇消防方面本部指導係)、品名、数量及び配布元(警防課)を明記し、納入すること。
- 3 納入期限:令和7年2月28日
- 4 納入場所及び数量:東京消防庁丸の内消防署ほか79か所(別表のとおり)
- 5 同等品を納入する場合は、内訳書の「備考」欄に示す参考型番の製品規格以上のものとし、開札日の5日前(東京都の休日にに関する条例第1条に規定する休日を除く。)までに東京消防庁に同等品の承認申請(申請のあて名は消防総監とする。)をすること。承認申請をする場合は、契約事務担当者に事前連絡の上、任意の書式により申請書を作成し、電子メール又はFAX等で経理契約課に提出すること(形状、寸法、色等を対比できるカタログ等の資料を添付すること。)
 

なお、開札日以降における同等品の納入申請は、生産中止等の特別な理由がない限り認めない。
- 6 納入検査については、別記のとおりとすること。
- 7 遅延違約金の徴収に関する事項については、下記の内容によること。
  - (1) 受注者の責に帰すべき理由により遅延違約金を納付する時期は、当庁が別に指示し、受注者が遅延違約金を納付しなければ、当庁は契約変更に応じない。
 

また、当庁は徴収した遅延違約金は返納しない。

なお、受注者は、納付した遅延違約金について異議申し立てを出来ないものとする。
  - (2) 契約条項に示されている遅延違約金の算定に伴う遅延日数については、納入期限(履行期限等)の翌日から延伸後の履行期限までの日数とする。

# 標示灯

## 仕様書

東京消防庁

目次			
第1 総則 目的	頁 1	第2 仕様 1 構造等 2 諸元性能 3 提出書類 4 包装	頁 1 1 1 1

## 第1 総 則

### 目的

この仕様書は、東京消防庁（以下「当庁」という。）が買入れする標示灯について必要な事項を定める。

## 第2 仕 様

製品は新規製品とすること。

### 1 構造等

- (1) 標示灯は、赤色及び黄色に発光するもので、各1本づつ、密閉包装したものであること。
- (2) 標示灯上部には、紐等を取り付け可能な、フックと穴があること。
- (3) 標示灯上部の穴にはナイロン材質で吊り下げにより容易に破損しないループ状の紐【長径150mm以上】が取り付けられていること。

### 2 諸元性能

- (1) 標示灯材質は、PE（ポリエチレン樹脂）製又は、PP（ポリプロピレン樹脂）製であること。
- (2) 標示灯本体は、 $\phi 15 \times 180\text{mm}$ であること（寸法許容差±5%）。
- (3) 発光時間は、10から12時間であり、包装に記載したものであること。
- (4) 性能等の保証期間（使用可能期限）が納品日において3年6か月以上あること。  
また、使用可能期限を包装等に表示していること。
- (5) 標示灯本体は発熱性及び引火性のないものであること。

### 3 提出書類

前2を証明する書類を提出すること。

### 4 包 装

- (1) 包装の内部には、密閉包装した赤色及び黄色の標示灯それぞれ1本づつをセットにし、ビニール製透明ポケット（フタ付き）袋等により包装したものであること。
- (2) 包装袋は、中身が確認出来るもので、開閉部分が粘着シールタイプ等で3回以上開閉使用可能なものであること。